

東日本大震災から4年半後の現実：備忘録ないしは切り抜き帳(その23)

[2015年11月10日(火)]

○新聞で『基地拡張拒んだ…砂川闘争60年』なる記事を見て立川市砂川町を訪問した経緯についてはすでに“折々のトピックス(11/7)”に掲載させて頂いたが、かつての砂川闘争と、最近の米軍横田基地・自衛隊へのオスプレイ導入や、沖縄辺野古地区への機動隊派遣の問題に多くの共通点を感じることから、以下の資料を備忘録として残しておきたい。右の写真や絵画に見られる“砂川闘争”は1955年から1956年にかけて、地元農民が労組員や学生運動家の支援を得て当時の米軍立川基地拡張計画に徹底抗戦を挑んだもので、後の東京地裁における伊達判決や最高裁での差し戻し判決の発端となったものである。数々の資料によれば、反対運動は非暴力闘争に徹していたとのことで『土地に杭は打っても心に杭は打たれない』が地元民の合言葉であったようである。現在では“東京のオキナワ”とも呼ばれる米軍横田基地の存在が問題視されているが、下の空中写真や地図でも理解されるように、横田基地が置かれている状況は沖縄の普天間飛行場と非常によく似ており、周辺地域にとって危険極まりないように思われる。



1956年10月に最大の局面を迎えた砂川闘争。測量隊は引き上げることに。



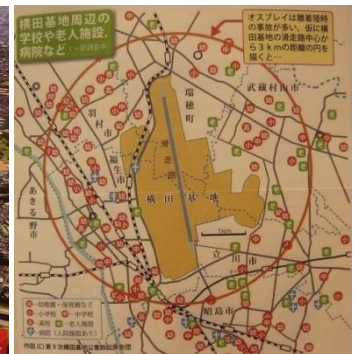
無抵抗の抵抗、座り込む婦人部(1955.11) 長谷縁也画

ところで、つい先日の新聞報道によれば辺野古地区の新基地建設を強行しようとする政府の地元住民に対する態度が、これまた、60年前の砂川闘争の時と非常によく似ているように思われてならない。

今回、警視庁から沖縄に派遣された機動隊員100人は、米軍キャンプ・シュワブのゲート前で抗議する人たちを排除するためのもので、しかもその目的は埋め立て工事のための車両ではなくて工事と全く関係のない乗用車3台を通すためだったとのことである。政府はいったい誰を守ろうとしているのか、これではまるでかつての琉球処分と同じではないか、と云うのがこの新聞報道の主張であったが、全く同感である。



2015年10月に開催された『横田基地もいらない！市民交流集会』のポスター



横田基地の周囲の学校・病院・老人施設

29 特報 11版 2015年(平成27年)11月8日(日曜日)

本音のコラム

沖縄県名護市の辺野古地区における新基地建設強行の様を見て、アイリスによるアイルランド統治を連想する。アイルランドは十七世紀から二十世紀に至るまで、イギリスの植民地の地位に置かれた。この間、熾烈な独立闘争が戦われ、その歴史は「マイケル・コリンズ」、「麦の穂をゆらす風」などの秀作映画で描かれている。つい百年前までは、イギリス人はアイルランド人を蔑視し、独立闘争を弾圧する官憲は平気で暴力を振るっていた。

沖繩からの問い

山口 二郎

沖繩の件は、すべての日本人に件としての品位と良識を問うている。(法政大学教授)



山口二郎氏の本音のコラム(2015.11.8)。“こちら特報部”に掲載された写真上：米軍キャンプ・シュワブのゲート前で抗議する人たちを取り囲む機動隊員ら。中：移設工事に反対する人を強制的に排除する機動隊員。下：「平成の琉球処分は許さん」と書かれた黒板(右)と、多摩ナンバーの警察車両(いずれも7日、名護市辺野古で)。同じく“こちら特報部”デスクメモ(2015.11.10)いずれも東京新聞より

普天間問題は「辺野古移設が唯一の解決策」と政府はいうが、別の策を探したい。陳早干拓など政府は一度、事業を始めるべく、問題があってもやめない。誤りに気がいたらただけ長い道のりだぞ元々の地点に戻った方がよい。「この道しかない」と突っ走り泥沼にはまっても身動きが取れない(また問合)(文)

○昨日(10月9日)の東京新聞夕刊に右の記事が掲載されていた。四国電力の伊方原発で再稼働を目指した大規模な避難訓練が実施されたとのことであるが、この記事だけでは理解できない重要な点があるように思われるので指摘しておきたい。一つは、想定された“震度6強”の地震であるが、原発サイトの震度のみ想定して肝心の地震の発生源を想定しないと云うのはいかにも不自然であろう。震源が何処なのか、地震規模がどの程度なのかによって、地震動の性質も違うであろうし、原発が被害を受けるような地震動強さであれば、海上避難のための港湾施設も被災しているのではなかろうか。また、津波が発生するかどうか、もし発生するのであれば、津波の想定高さ到達時刻はどうかと云うことも重要な想定項目ではなかろうか。もう一つは、原子炉が冷却不能になり、官邸が緊急事態を宣言するのが、なぜ地震発生から7時間後なのかと云う点である。想定根拠があるのかないのか。原発事故によって孤立するであろう半島の住民約5千人を船で大分に避難させようとするのであれば、放射線被ばくと併せて津波襲来の危険性も考慮に入れる必要があるのかも知れず、避難開始のタイミングは極めて重要になるはずであろう。そしてもう一つは、訓練を実施した結果について、この記事では何も触れられていないことである。訓練は成功したのかどうか、何か想定外の問題は起きなかったのだろうか。是非とも主催者側の見解を知りたいものである。ただ単に5千人を対岸に運べるかどうかの確認は訓練でも何でもなく、理に叶った想定シナリオに基づく訓練でなければ意味がない。もしかしたら新聞記事が訓練全体をフォローできていないのかも知れないが、記事の最後に「避難計画は規制委の審査の対象外で、再稼働前の訓練実施も義務付けられていない。すでに再稼働した九州電力川内原発では、いまだに訓練が行われていない」とまで報じているところを見ると、主催者である政府はこの訓練を自慢したかったことだけは良く理解できる。

[2015年11月12日(木)]

○一昨日は衆院で、昨日は参院で開かれた予算委員会閉会中審査という茶番劇をTV観戦させて頂いた。本来であれば臨時国会を開いて時間をかけて議論すべき重要な議題を、夫々たったの7時間で済ませようとする政府自民党のやり口は余りにも姑息であり、しかもその中の貴重な時間が品位のかけらもない復興大臣の弁明に消費されるとあっては本当にたまったものではない。これまで恥ずかしくて歴代の首相が誰もしなかったことを安倍首相は平気でやるので、これらの暴挙にマスメディアが徐々に慣らされるのが何よりも心配である。昨晚ある民放TVのニュース番組の解説者が指摘にしていたのは、政府が憲法53条違反を犯しているのではないかと云う点であった。以下はこれに関する備忘録であるが、憲法53条とは臨時会(臨時国会)に関する条文で「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」となっていて、内閣は野党議員(総議員の四分の一以上)の要求を無視することはできないはずである。ところが今回、菅官房長官の言いは「過去に臨時国会を開かなかった前例があるので今回も必ずしも開く必要はない」と云う人を小馬鹿にしたものであった。東京新聞政治部編：読むための日本国憲法(文春文庫、2014)によれば、召集要求は戦後35回あって、そのうち無視されて臨時国会が開かれなかったのは2回だけとのこと。2003年11月と2005年11月に野党は、小泉純一郎首相の所信表明演説やイラクへの自衛隊派遣に関する議論のために召集を求めたが、内閣は予算編成に支障を来すとの理由でいずれも求めに応じなかったとのことである。こうした政府の対応には当然厳しい批判があったが、このとき政府は、合理的な期間内に通常国会が召集される場合には臨時国会を召集しなくても憲法違反に当たらないと解釈しており、自民党の改憲草案には「要求があった日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない」との召集期限も盛り込まれているとのことである。